

湯河原町告示第 29 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定に基づき、
次のとおり指定納付受託者を指定したので、湯河原町予算決算会計規則(昭和43
年湯河原町規則第12号)第58条の3第1項の規定により告示する。

令和7年4月1日

湯河原町長 内 藤 喜 文

- 1 指定納付受託者及び収納代行業務受託者の商号及び本店の所在地
株式会社エフレジ
大阪府大阪市北区大深町4番20号 グランフロント大阪タワーA
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類
町民税・県民税・森林環境税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、
軽自動車税(種別割)、国民健康保険料
- 3 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード
(1) M a s t e r C a r d
(2) V I S A
(3) J C B
(4) D i n e r s C l u b
(5) A M E R I C A N E X P R E S S
- 4 指定の期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日